

議 事 録

会議の名称	平成30年第5回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成30年4月25日(水) 午後3時から 午後4時30分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1)第31号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2)第32号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3)第33号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (4)第34号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (5)第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6)第36号議案 本庄市環境審議会委員の推薦について (7)報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について (8)報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (9)報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (10)報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会

配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年第5回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成30年第5回本庄市農業委員会総会議案 3 第5回総会事務局連絡事項 4 平成31年度農林関係税制改正に関する要望について
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>開会前に事務局から1点、報告させていただきます。先日の農地利用最適化推進協議会終了後に、広報公聴委員会を開催し、農業委員会だより「本庄めぐりじゃーなる」創刊号の最終原稿の確認を行いました。来月5月15日に発行され、「広報ほんじょうおしらせ版」と一緒に全戸配布されますことを、ご報告させていただきます。</p> <p>以上で、開会前の報告を終わります。</p> <p>それでは定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から平成30年第4回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さんこんにちは。今月は19日に農地最適化推進協議会がありました。平成28年に農業委員会法が変更されて、今までは月に1回総会だけ出席いただいていたのですが、月に2回の会議等に出てきていただくことになりました。19日は色々な意見が出ましたので、その後、私も事務局と打ちあわせをしました。月2回の会議では厳しいという意見等がありましたので、もう少し違う形でも、皆さんに推進活動をしていただけたらと考えています。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員44名中43名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。なお、福島一推進委員から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>

議長	<p>議事日程 3 議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は 8 番立石委員及び 9 番浅見委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案 6 件及び報告 4 件であります。</p> <p>まず、第 3 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第 3 1 号議案を説明いたしますので、議案書 1 ページをご覧ください。第 3 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第 3 条第 1 項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第 3 条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。申請内容については、2 ページ、3 ページをご覧ください。申請件数は、6 件となります。その内訳は、使用貸借による使用貸借権 1 件および売買による所有権移転 5 件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第 3 条第 2 項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が 5 0 a 以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号 1 を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、緑 2 丁目地内の畑 1 筆及び東富田地内の畑 1 筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、本来、緑 2 丁目は細野委員でございますが、1 本の申請でございましたので調査させていただきまして、浅見委員をお願いしてあります。なお、申請地位置図は、4 ページ及び 5 ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第 3 条第 2 項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号 1 について、浅見委員の報告をお願いいたします。</p>

<p>浅見委員</p>	<p>9番浅見です。報告いたします。4月21日の午前10時頃、私と鯨井推進委員と受人所有農地を調査しました。受人と渡人は親子でございます。申請地の緑2丁目ですが、この農地は市街化区域のため、農地利用集積でなく3条の申請となりました。東富田の農地も併せて申請ということです。つぎに受人の状況についてですが、受人の耕作は本人、渡人である父と2人で行っていただき、1人あたり250日従事することとなっております。主な作付品目等ですが、水稻とジャガイモの作付けを行っており、今回の申請地は畑ですので、ジャガイモの作付けを行う予定です。なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地で保全管理がされておりました。いつでも作付けできる状況であり、周辺農地への支障の恐れもなく、総合判断で許可が妥当であると思われました。以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。 (異議なし、の声) それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号2から5番につきましては、受人が同一でありますので、一括してご説明させていただきます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。整理番号2から整理番号4の申請地は、児玉町塩谷地内の畑4筆、面積は記載のとおりで、整理番号5の申請地は、児玉町児玉地内の畑8筆、面積は記載のとおりです。整理番号2から整理番号5は、すべて売買による所有権移転で経営状況は記載のとおりです。整理番号2から整理番号4までの地区担当は清水委員で、整理番号5の地区担当は宮部委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページ及び7ページになります。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま す。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2から整理番号4については、清水委員から、整理番号5については、宮部委員から報告をお願いします。</p>
<p>清水委員</p>	<p>14清水です。渡人については高齢で、このままでは農地が荒れるので売りたいということです。受人の状況ですが、申請地の近くの農地を何年か前に購入しております。その時に購入した農地は篠だらけでしたが、大きな機械を使って今は堆肥をまいたり耕運をしております。大きい機械をもってますし、問</p>

	<p>題はないかと思いますが、堆肥をまく場合、においやカラスがたくさん来るなどの苦情もありますので、堆肥をまいたら早めに耕運するよう指導もお願いしたいと思います。また、所有農地のほうは、周辺農地への支障の恐れもなく、総合判断で許可が妥当であると思いました。以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>続きまして、整理番号5について、宮部委員より報告願います。</p>
宮部委員	<p>11番宮部です。報告させていただきます。4月23日、武政推進委員と現地を調査いたしました。申請地は小さい面積で受人の自宅前の農地です。他は清水委員さんと同じで問題ないと思います。</p> <p>皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2から整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2から整理番号5の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号6番を事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたします。3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は記載のとおりです。地区担当は茂木悟委員でございます。なお、申請地位置図は、8ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま</p> <p>す。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、茂木悟委員の報告をお願いいたします。</p>
茂木悟委員	<p>7番茂木が報告させていただきます。4月22日、亀田推進委員と受人から聞き取りを行い所有農地の確認をしました。受人については、農業経験が長く、世帯員と2人で行っていきまして、1人あたり年間300日従事することになっています。主な作付け品目ですが、水稲とねぎ、白菜の作付けを行っており、今回の申請地は畑ですので野菜類の作付け行う予定です。</p> <p>また、農業機材等を確認したところ、トラクター2台・軽トラック1台・田植え機1台・耕うん機1台を所有しており、受人の経営力について生産性は適当であると判断しました。</p> <p>受人所有農地の耕作状況を確認したところ、すべての農地で保全管理がされ</p>

	<p>ておりました。いつでも作付けできる状況であり、周辺農地への支障の恐れもありませんでした。以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号6について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号6については、許可といたします。</p> <p>次に、第32号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>第32号議案を説明いたしますので、9ページをご覧ください。第32号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」をご説明申し上げます。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、10ページをご覧ください。今回の申請件数は、7件です。畑11筆の面積合計7,541㎡の利用権設定でございませう</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございませう。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされておられ、以上の要件を全て備えることと定めておられます。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われませう。以上です。</p>
議長	<p>第32号議案について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。 (間正推進委員から挙手あり。)</p> <p>間正推進委員どうぞ。</p>
間正推進委員	<p>第32号議案の4番5番について、借主について、近所にいながらまったく不明なのですが、新しく新規就農するのか、今までどこかで経験してきたのかも不明です。受付時に確認したのでしょうか。</p>

議長	事務局の説明をお願いします。この際、暫時休憩します。
	(15時34分) 休憩 (15時43分)
事務局	借主について、群馬県農林大学を出ています。 また、作付けについては、なす・ブロッコリーを作付け予定だそうです。 利用集積については下減面積もございませんので、問題ないかと思えます。
議長	間正委員よろしいですか。
間正推進委員	事務局の説明はわかりました。借主が新規等で、途中で耕作放棄とかがあると、貸主も困るかと思い、心配だったので発言をさせていただきました。また、事務局は、質問があった場合、すぐに答えられるように整理願います。
議長	他に、ご質疑ございませんか。 (なし) それでは、第32号議案について、原案のとおり決定いたします。 次に、第33号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第33号議案を説明いたしますので、議案書11ページをご覧ください。 第33号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、12ページをご覧ください。申請件数は1件です。引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は記載のとおりです。申請地は児玉町児玉南一丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。 転用目的は、貸家住宅用地です。申請事由は、住宅建築工事です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部委員でございます。 申請地は、13ページをご覧ください。4-1については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。
議長	整理番号1について、宮部委員の報告をお願いいたします。
宮部委員	申請地について13ページをご覧ください。4月21日に現地確認をしてきました。転用目的は貸家住宅用地、申請事由は住宅建築工事、用途地域は第1

	<p>種住居地域ですので、問題ないかと思えます。</p> <p>皆様の審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に第34号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>第34号議案を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。</p> <p>第34号議案農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申しあげます。本議案につきましても、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、別紙の許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。会長。</p> <p>計画変更申請内容を説明いたしますので、15ページをご覧ください。当初計画者及び承継者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆です。昭和61年2月22日が許可日となっております。計画変更申請の内容ですが、当初は、事務所・駐車場用地としての転用許可でしたが、建売分譲住宅用地としての計画変更でございます。計画変更する理由については、当初計画者は、測量事務所建設及び駐車場整備として転用する予定でしたが、社会情勢の変化や金融機関との融資条件が折り合わず計画を中止したことによるものです。計画変更の事業計画については、継承者の経営事業である分譲住宅用地として、今回の計画変更になったものです。申請面積につきましては、当初許可後に道路拡幅工事のため分筆されておりました、変更後の面積は、記載のとおりとなっております。なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第35号議案の整理番号2で審議いただく予定でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第34号議案について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第34号議案の計画変更申請について、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、承認相当として県知事に意見を送付いたします。</p>

	次に、第35号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>第35号議案を説明いたしますので、議案書17ページをご覧ください。第35号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、18ページをご覧ください。申請件数は、3件で、3件とも所有権移転でございます。以上でございます。</p>
議長	それでは整理番号1から順に審議いたします。事務局より説明を願います。
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。申請地は、19ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請者所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、私から報告させていただきます。申請地については19ページをご覧ください。権利区分は所有権移転、申請事由は太陽光発電です。用途地域については、指定なしの地域です。傾斜のある場所にある畑で、周辺農地も太陽光発電となっており、問題ないかと思えます。皆様の審議よろしくお願いたします。</p> <p>整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>

事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-2については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、宮部委員の報告をお願いいたします。
宮部委員	<p>11番宮部です。2ページの地図をご覧ください。申請地は先ほどの34号議案と同じ場所です。権利区分は所有権移転、申請事由は建売分譲住宅用地。用途地域は準工業地域となっています。周りに住宅も建てられており、問題ないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請者所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、坂爪委員の報告をお願いしませす。
坂爪委員	18番坂爪です。申請地は21ページをご覧ください。4月22日に新井推

	進委員と現地を確認しました。〇〇〇〇の西隣に位置し、周辺も住宅が建ち並んでいます。権利区分は所有権移転、申請事由は自己用住宅用地です。用途地域は指定なしです。周辺が宅地なので、周辺の農地に影響もなく、転用に当たっては問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願いたします。
議長	整理番号3について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いたします。
武政推進委員	転用面積はよろしいのですか。
議長	事務局の説明願います。
事務局	自己用住宅につきましては、面積は500㎡が一般的ですが、進入路付きの農地でございます。進入路分が約90㎡あります。残りの面積は約530㎡になりますが、残地の有効利用の面から約1割程の増は認められることとなっております。面積の扱いについては農林振興センターに確認してあります。
議長	整理番号3について、他にご質疑がありましたらお願いたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、整理番号3については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に第36号議案「本庄市環境審議会委員の推薦について」事務局の説明願います。
事務局長	第36号議案を説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。 第36号議案本庄市環境審議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げますのでございます。議案内容ですが、次の者を本庄市環境審議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 本庄市環境審議会委員の推薦については、2月総会時にご決議いただいて、本庄市長に推薦しましたが、その任期が本年5月31日に終了するため、本議案は、6月1日からの任期に対しての推薦になります。その被推薦者は、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。
議長	第36号議案について、ご質疑がありましたらお願いたします。 (なし、の声) ご異議ございませんので、第36号議案については、原案のとおり推薦する

	<p>ことに決定いたしました。</p> <p>以上で議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告事項12号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第12号を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。</p> <p>報告第12号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、24ページから25ページをご覧ください。専決処分件数は、5件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき次に進みます。</p> <p>次に報告事項13号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第13号を説明いたしますので、議案書26ページをご覧ください。</p> <p>報告第13号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、27ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき次に進みます。</p> <p>次に報告事項第14号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第14号を説明いたしますので、28ページをご覧ください。</p> <p>報告第14号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、29ページをご覧ください。専決処分件数は、7件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>

議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき次に進みます。</p> <p>次に報告事項15号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第15号を説明いたしますので、30ページをご覧ください。</p> <p>報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、1件です。その通知内容は、31ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆様のご協力にとり、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>次に委員の皆さまから、その他で何かございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>その他の発言がないので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>事務局連絡事項を説明いたしますので、別紙をご覧ください。本日は、6点でございます。</p> <p>まず、1点目です。5月総会の開催予定です。5月25日(金)午後2時から本庄市役所6階大会議室で開催する予定です。</p> <p>次に2点目です。次回の農地利用最適化推進協議会ですが、5月18日(金)午後2時から本庄市役所職員厚生室で予定しております。</p> <p>次に、3点目です。平成30年度児玉地方農業委員会連絡協議会総会についてでございます。5月11日(金)午後4時から、本庄市役所504会議室において、開催予定です。出席者ですが、会長・会長代理・事務局となります。なお、総会后に歓送迎会を予定しておりまして、場所等の詳細が決まり次第、正式通知を発送いたします。</p> <p>次に、4点目です。平成30年度全国農業委員会会長大会についてでございます。5月30日(水)12時30分から、都内「文京シビックホール」にお</p>

いて開催予定です。出席者ですが、会長・事務局となります。

次に、5点目です。平成31年度農林関係税制改正に関する要望についてです。お手元に配布してあります資料1をご覧ください。全国農業会議所が埼玉県農業会議を経由して、税制改正に関する要望の提出依頼がありました。本日は、時間の都合で詳細説明については、割愛させていただきますが、資料を参考いただき、要望事項がある場合には、別紙に要望等をご記入いただき、5月10日までに事務局まで提出をお願いします。

次に、6点目です。その他として、田端会長の5月末までのスケジュールを記載させていただきました。

以上で、事務局連絡事項の説明を終了いたしますが、みなさんから質問等がございましたら、挙手にて発言いただきたいと思います。

何かございますか。

(なし、の声)

ないようですので、事務局連絡事項を終わります。

以上で平成30年第5回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。

平成30年第5回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成30年4月25日(水)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後3時
閉会時刻	午後4時30分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	欠席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席	○		鯨井 雅史	出席
9	浅見 精治	出席	○		笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			斉藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主査	中村 真敏
専門員	津久井 伊久弥

書記

農地係長 飯島 崇